

教員免許制度の仕組みと実務

—教職課程から新教員研修制度まで—

「教員免許制度」の実務上の留意点について、
教員免許に携わるすべての関係者向けに、
制度に精通した文部科学省担当者が解説する唯一のガイドブック。

教員免許制度研究会 著

教員免許制度

の

仕組みと実務

—教職課程から新教員研修制度まで—

第一法規

免許制度の背景にある主旨や原則から、現場ニーズに柔軟に対応するために設けられた様々な例外措置まで、実際の場面を想定したQ & Aで担当者が見落としがちなポイントがわかる！

教員免許状を取得するための学修から教員研修までの全体像を示すことができるように、教員免許制度と教員研修制度の両方を掲載。

教員免許制度研究会 著

A5判・248頁 定価：2,970円（本体：2,700円+税10%）

「教員免許更新制」

廃止に伴い、

2023年4月から始まる

「新研修制度」の

ポイントについても

解説！

1

学校現場のニーズに対応するために活用できる免許制度

Q01 プログラミングや英会話のように、教科の指導の一部を免許状を持っていない方をお願いしたいのですが、どのような方法がありますか。

A

免許法は、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」（免許法第3条第1項）と定めています。そのため、単独で授業を行う場合には学校種や教科に相当する免許状が必要です。

単独で授業を行う場合、その指導に責任を持つこととなります。例えば、教壇に立って授業を行うというだけでなく、その教科全体の授業計画の作成や、児童生徒の成績評価に責任を負います。

これに対して、教科の指導の一部については、次のように、免許状がない方をお願いすることもできる場合があります。

1 教科の領域の一部の指導をお願いする場合

特別非常勤講師として教科の指導を行う場合には、免許状がなくても非常勤

32

II Q&A

Q41 令和4年の教育公務員特例法改正を受けた、新たな研修制度はどのようなものでしょうか。

A

平成28年の教育公務員特例法改正により、任命権者である都道府県教育委員会等が、文部科学大臣の定める指針を参照しつつ、その地域の実情に応じ、協議会における協議を経て、指標を策定し、指標を踏まえて教員研修計画を策定するという体系的な仕組みが整備されました。これを基盤として、今般の改正法による改正後の同法において、任命権者である都道府県教育委員会等が、校長や教師ごとに同法第22条の5第1項の研修等に関する記録（以下「研修等に関する記録」という。）を作成するとともに、同法第20条第2項の指導助言者である市町村教育委員会（以下「指導助言者」という。）が、これを活用して同法第22条の6の資質の向上に関する指導助言等（以下「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うことなどの制度が創設されたところ（令和5年4月1日施行）。

変化の激しい時代においては、教師一人一人の置かれた状況に照らして、適切な現状把握と目標設定の下で、教師の個別最適な学び、協働的な学びが行われることが重要であるため、指導助言者と教師が、指標や教員研修計画を踏まえた上で、研修等に関する記録を活用しつつ、資質の向上に関する指導助言等として対話を重ねる中で、今後能力を伸ばす必要がある分野の研修などの資質の向上方策について、教師からの相談に応じ、資質の向上のための機会に関する情報を提供し、また、資質の向上に関する指導及び助言を行うことが必要です。この際、教師が可視化された学習履歴を自ら振り返り、指導助言者と対話する中で、自らの強みや弱み、今後伸ばすべき能力、学校で果たすべき役割などを踏まえ、必要な学びを俯瞰的かつ客観的に理解することが重要となります。

これらの研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に関しては、その基本的考え方が文部科学大臣が定める指針に明記されるとも

120



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (抜粋)

I 概説

第1 教員免許制度の考え方

- 1 教員免許制度の二つの基本的な約束事
- 2 教員免許制度が目指すもの
- 3 教員免許制度の柔軟性

第2 免許状の種類

- 1 普通免許状、特別免許状、臨時免許状の区分／2 専修免許状、一種免許状及び二種免許状の区分／3 学校種による区分／4 教科の区分／5 職による区分

第3 普通免許状を取得する方法

- 1 大学の教職課程を履修する方法
- 2 教育職員検定で取得する方法
- 3 免許状を取得することができない場合 (欠格事由)

第4 大学の教職課程

- 1 大学の学位課程における教育—大学における教員養成と開放制の原則
- 2 教師になるための共通的な学修—教職課程と教職課程認定制度

第5 免許状の授与管理

- 1 免許状に関する事務は誰が行うか
- 2 免許状はどういう場合に効力がなくなるか
- 3 免許状に関する情報はどのように管理しているか

第6 公立学校の教師の研修制度

- 1 研修制度の基本的な原則／2 法律に定められた研修制度の概要／3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標／4 教員研修計画／5 初任者研修／6 中堅教諭等資質向上研修／7 その他公立学校で行われる研修／8 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係

II Q & A

I 学校現場のニーズに対応するために活用できる免許制度

- Q02 遠隔地にいる方にオンラインで授業をしてもらおう場合に、どのような教師の体制で行う必要がありますか。
- Q03 日本語指導の必要な児童生徒のために、日本語教師の方にも加わってもらい、特別の日本語指導を行いたいのですが、どのような体制で行う必要があるのでしょうか。
- Q04 民間企業出身の方に学校の経営に携わってもらいたいのですが、免許状を持っていない場合は校長、副校長、教頭にはできないのでしょうか。

II 大学で教職課程の授業科目を準備する場合に関係する免許制度

- Q11 教職課程を設置したい場合は、どうしたらよいのでしょうか。
- Q12 免許法施行規則の表では、「科目」ごとに「最低修得単位数」と「各科目に含めることが必要な事項」とが定められていますが、「各科目に含めることが必要な事項」ごとに何単位履修しなければならないのかなど、履修の仕方に何かルールはあるのでしょうか。
- Q13 教職課程の科目を検討する際には、教職課程コアカリキュラムを参照する必要がありますが、これはどのようなものなのでしょうか。

III 大学で学生に教職課程の履修指導をする場合や教育委員会で免許状の授与の事務を行う場合に関係する免許制度

- Q21 中学校の免許状を取るために教職課程の単位を修得しましたが、大学の教職課程で小学校の免許状も取りたいと考えています。この単位を小学校の免許状を取るためにも使うことができるのでしょうか。
- Q22 A大学の学生が、単位互換などでB大学で修得してきた単位や、入学前にB大学で修得していた単位をA大学の教職課程の授業科目の単位として、免許状の授与の申請をすることができますか。
コラム：大学等連携推進法人
- Q26 免許状を取得したいのですが、仕事のため大学に通うことができません。どのような方法があるのでしょうか。
- Q28 保育士の資格を持ち、保育所での勤務経験のある方が幼稚園の免許状を取得するためにはどのような方法がありますか。
コラム：幼稚園の教師の方が保育士資格を取得する場合

IV 現職の教師が追加で免許状を取る場合の免許制度

- Q30 一種免許状を有している人が専修免許状を取ったり、二種免許状を有している人が一種免許状を取るには、大学や大学院を修了する以外にどのような方法がありますか。
- Q31 中学校の免許状を持っていますが、中学校の別の教科の免許状も取りたいと考えています。このように同じ学校種の別の教科の免許状は、大学の教職課程で取る以外に、どのような方法がありますか。
- Q32 中学校の免許状を持って教師として勤務してきましたが、小学校の免許状も取りたいと考えています。このように、ほかの学校種の免許状を取るためには、大学の教職課程で取る以外にどのような方法がありますか。

V 免許状の管理方法

- Q35 不祥事を起こした教師を懲戒免職 (解雇) しました。この場合、免許状はどうなるのでしょうか。また、教育委員会や私立学校ではどのような事務が必要でしょうか。
- Q36 児童生徒へわいせつ行為を行った教師を懲戒免職 (解雇) しました。将来この者が再び教師として勤務することは防げないのでしょうか。
- Q37 過去に免許状を取得していた人を教師として採用しようとしています。本人に確認すると、免許状を更新していなかったと言っています。教師として働いてもらうために何か手続は必要でしょうか。
コラム：旧免許状と新免許状

VI 研修に関する制度

- Q40 大学と教育委員会で組織する協議会では、どのようなことを協議するのでしょうか。
- Q42 研修履歴の管理は、どのように行われるのでしょうか。

III 別表

免許法別表第1関係 表1～表5～免許法別表第8関係 表14

IV 資料

- 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針
- 免許外教科担任の許可等に関する指針
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
- 初任者研修の弾力的実施について (通知) (抄)
- 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン

索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

教員免許制度の仕組みと実務—教職課程から新教員研修制度まで—

●定価2,970円 (本体2,700円+税10%) [コード091553]

申込部数 部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	--

年 月 日

〒 ー ー
ご住所

機関名 部署名 公用 私用

フリガナ ー ー
ご氏名 様 TEL ー ー
E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印